

宮崎市民体育大会開催基準要項

1 名称

宮崎市民体育大会は、競技別大会の名称を、「宮崎市民体育大会〇〇〇競技大会」とし、加盟競技団体の集いの名称を、市民スポーツフェスティバルとする。

2 趣旨

広く市民にスポーツを普及し、その振興とスポーツ精神の高揚を図り、市民が健康で明るい生活を送ることができるよう、市民のスポーツの祭典・宮崎市民体育大会（以下「大会」という。）を実施するものである。

3 主催

大会の主催者は、宮崎市及び公益財団法人宮崎市体育協会とする。

4 開催方針

(1) 大会は、毎年開催する。

(2) 大会は、選手権的なものでなく、市民各層を対象としたものとし、大会の趣旨に沿ったものとする。特に中高年が参加しやすい環境づくりを行うよう努めること。

(3) 地域住民が、多数参加できるように、また、幅広い年齢層の人や団体が参加できるよう配慮する。

(4) 競技方法は、加盟競技団体が定める競技別実施要項による。

(5) 大会の管理者は、加盟競技団体とする。

(6) 実施競技については、主催者が加盟競技団体と協議して決定する。

5 参加資格

(1) 宮崎市民を原則とする。

(2) 年齢を区分している競技種別へ参加する年齢は、開催年の4月1日を基準とする。

(3) 参加者は、必ず「スポーツ安全保険」等に加入していること。

(4) 参加資格の詳細については、競技別実施要項による。

6 開催期間

(1) 大会は、おおむね8月から11月までの間に開催するものとする。各競技の開催日・日程については、主催者が加盟競技団体と協議して決定する。

(2) 市民スポーツフェスティバルの期日、日程等は、主催者が決定する。

7 競技別実施要項

競技別実施要項は、加盟競技団体が中心となり主催者と協議の上決定する。

なお、実施要項に記載する内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 実施日時（開始式・競技開始時刻） (2) 会場名 (3) 種別 (4) 競技方法

(5) 参加資格 (6) 出場制限 (7) 競技規則（選手変更を含む） (8) 申込方法

(9) 申込様式

8 表彰

原則として種別・種目毎に3位まで表彰する。

9 その他

大会の管理者は、事故、傷害等がないよう大会参加者、観客等の安全には十分配慮し、事故が発生した場合は迅速に対応すること。